

(ハ) 解決主要条件

本手議ニ果テテ履行ハ申並申議中ノ日給金額ニ付カシ度
加一項目ノ内容認カシタルヲ以テ之ヲ解直者ヲ出サレ事ヲ准一ノ条件トシ絶対
承認セズ

但シ右ノ名稱ニ依テテ金一封(金百円也)ヲ又付ス

労務第二四四二第

昭和八年九月十五日

警視總監

藤沼在平

(化)

内務大臣 山本 達 雄 殿

労働部 局長 官 殿

労働部長

事務主任 株式会社 労働争議 関係者 (第一報) 発生)

要旨

會社(豊島)下官後間職員の会主且豊島株式會社(豊島)の職員を為役員側不安の感
發シテ之を教書シテ九月六日と預メ業書提出シ折衝中十九日特示後行動ナシ

一 争議發生ノ場所

豊島區東鴨町六丁目一三六八番地

二 事業主側

名 称 共同ゴム株式会社
代表者 社長 岡野悌二

發生九、六 解決
使用労働者九五内廿十九
争議参加者一〇二名(之六名在野の局
関係労働組合)

5173
8.10.10